

別記様式第1号(第四関係)

しとぎきちくかっせいかけいかく

# 志戸崎地区活性化計画

茨城県かすみがうら市

平成27年4月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	志戸崎地区活性化計画	市町村名	かすみがうら市	地区名(※1)	志戸崎地区	計画期間(※2)	平成25年度～平成27年度
都道府県名	茨城県						

**目 標**：(※3)  
 山と湖を併せ持つ本市のなかで、志戸崎地区にあっては、霞ヶ浦を背景とした地域資源として、ブルーツーリズム（親水空間の創造）と農水産業振興との両輪によって当該地区の活性化を目指すものである。  
 具体的には、地域のスポーツクラブとの協同による水辺を活用したカヌー体験の実施、また、帆引き船発祥の地として内外から注目を集め、体験型観光の目玉となりつつある観光帆引き船の整備を行う。これにより、霞ヶ浦に生息する魚類を展示した水族館や帆引き船のメカニズム・漁民の暮らしを伝える郷土資料館等の歩崎公園内の施設と有機的に連携し、当該地区の交流人口の拡大を図るものである。  
 また、都市部との交流拠点としては小規模かつ、老朽化した既存の生産物直売所に代えて、新たな地域連携販売力強化施設を整備し、農水産物や加工品を直接販売することにより、農家・漁家及び水産加工業者の経営改善と就業を促進し、魅力ある農水産業を創出するものである。

**【活性化目標】**

- ①交流人口の増加：歩崎公園施設（水族館・郷土資料館・観光帆引き船）における平成22年度から平成24年度までの3年間の入込客数133,295人に対し、10.33%の増加（約147,069人）を目指す。
- ②販売額の増加：既存の直売所における平成22年度から平成24年度までの3年間の販売額11,285千円に対し、93.39%の増加（約21,824千円）を目指す。

**目標設定の考え方**

**地区の概要：**

志戸崎地区

当地区は、かすみがうら市の東端に位置し、背後に志戸崎漁港（第1種漁港）を抱き、シラウオ・ワカサギ漁や養鯉業、水産加工業者などの水産業と霞ヶ浦沿岸の低湿地を利用した水稲やレンコンの栽培など、第一次・第二次産業を中心とする地区であり、直売等まで手掛ける者はごく一部である。

また、周辺地域は水郷筑波国定公園の一部とされ、なかでも地区内の「歩崎公園」は風光明媚な土地柄で、高台からの眺望は、昭和25年に茨城百景に選ばれている。昭和60年代からは集中的に観光施設を整備し、平成15年には第45回自然公園大会が隣接する行方市とともに会場となったこともあり、園地へのアクセスの基軸となる県道バイパスも整備されるなどインフラも整備されつつある。

**現状と課題**

当市の基幹産業である内水面漁業を取り巻く環境は、霞ヶ浦沿岸では最大の従事者数となっているものの、漁獲高の減少と不安定な収入、さらには平成15年に発生した鯉ヘルペスにより、養鯉業者のほとんどが事実上廃業状態となるなど、非常に厳しい状況下にあり、高齢化による担い手不足とあいまって、最近では水産業を離れる者が目立っている。加えて、これに追い討ちを掛けるように、震災に伴う出荷調整・風評被害により、経営に大きなダメージを受けているところである。このような中、近隣地域では、農水産物の販売力強化のための観光物産館や農産物直売所等の新設やリニューアルが進み、イメージアップ効果から来訪者数が増加し販売が促進され、生産意欲が高まっているところである。これに対して、本市における既存の直売施設では、経年劣化に加えて、施設規模及び機能が不足しており、新たなイベント（帆引き船フェスタ・サイクルフェスタ）の実施により、増加する要素があったにも関わらず、年々売上は減少している状況である。

**今後の展開方向等(※4)**

①農水産業の振興

本市は、鯉の養殖やレンコン栽培など全国的にも出荷量の多い地域であるが、志戸崎地区はこれらの中心地域でもある。高品質で評価の高い農水産物も現況の施設では老朽化によるイメージダウンと展示スペースの確保から、不利な条件での販売を余儀なくされている。については、交流機能の付加など新たなコンセプトのもと、既存施設に代わる販売促進施設を新設することによって、ハード面では来訪者の購買欲に訴求するような展示設備・外食施設を整備し、また、ソフト面では、試食販売の導入や地元農水産物を利用した外食メニューの開発などで、水産関係者の積極的な参加を促し、販売意欲と収益の向上、さらには都市との交流人口の拡大による地域活性化を図るものである。

②都市交流の促進

国道354号から若干離れて位置する歩崎公園は、近隣の行方市と比較して、訪問客の誘導に苦慮する現状である。そこで、園地内の施設・設備、緑地帯などを一体的に管理運営することで来訪者の受入れに万全を期するとともに、新たな交流拠点を整備し、新たなコンセプトのもとに農水産物の直販施設・食堂などを整備することにより、交流人口を拡大し地域活性化を図っていく必要がある。

③観光振興による相乗効果

「帆引き船発祥の地」として、白帆を揚げ勇壮に湖面をすべる「霞ヶ浦の風物詩」を将来に向かって保存継承するとともに、これを都市交流・体験型観光の中心に育てていくことは、本市に課せられた使命である。このことから、観光帆引き船の操業事業を地元漁業者と連携し継続していく。また、本市には、湖の恵み（水産物・レンコン）と梨・ぶどう等の果樹（山の恵み）など豊かな自然を背景とした資源（湖山の宝）があるが、こうした地域資源を有しているながら、十分に都市との地域間交流に生かされず、また、その認識も薄いのが現状である。

本計画は、農水産業を活用した観光の振興による交流人口の増加を図るとともに、霞ヶ浦の利活用による観光帆引き船の操業・カヌー体験などの湖上レジャーやシラウオ・ワカサギ漁及び水産加工場見学・加工体験、かすみがうら水族館・郷土資料館などの観光施設の効果的な管理運営、湖畔を活用したサイクリング事業の展開等ブルーツーリズムを新たな交流拠点を整備することにより推進し、広域的な観光振興による地域間交流を推進し、観光産業の活性化を図るものである。

④既存施設の改修による滞在機能の強化

体験型観光や研修、環境学習等を目的とした来訪者のため、計画区域内に立地している農村環境改善センター及びかすみがうら水族館を計画的に改修することで、本地域で絶対的に不足している宿泊施設・設備等を拡充し滞在機能を強化する。

**【記入要領】**

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
かすみがうら市	志戸崎地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	かすみがうら市	有	ハ	
かすみがうら市	志戸崎地区	地域資源活用起業支援施設(地域資源活用起業支援施設)	かすみがうら市	有	ニ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
かすみがうら市	志戸崎地区	歩崎公園管理運営事業	かすみがうら市	単独事業
かすみがうら市	志戸崎地区	水族館管理運営事業	かすみがうら市	単独事業
かすみがうら市	志戸崎地区	郷土資料館管理運営事業	かすみがうら市	単独事業
かすみがうら市	志戸崎地区	観光帆引き船事業	かすみがうら市	単独事業
かすみがうら市	志戸崎地区	農村環境改善センター改修事業	かすみがうら市	単独事業

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

本市は、茨城県の南部に位置し、わが国第2の面積を誇る霞ヶ浦に面し、筑波山と併せて水郷筑波国定公園の中にある。都心から約70km、筑波研究学園都市を持つ近隣のつくば市からは約10kmの距離に位置していることから、今後は、帆引き船を観光事業として共に推進している土浦市・行方市との連携のもと、ハード・ソフト両面の充実とともに、各自治体の持つ観光資源や施設を活かした都市と農村・漁村との交流の促進を図ることとする。

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

志戸崎地区(茨城県かすみがうら市)	区域面積(※2)	100ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: <ul style="list-style-type: none"><li>・市の総面積11,877haのところ、当該地区は約100haであり、市域の約1%弱を占める。</li><li>・農業は平地の田畑で行われており、養豚、肥育牛、酪農も行われている地域である。</li><li>・農林水産業全体の従事者に関しては、直近の30年間で60%超(参照:茨城県農林水産統計年報)減少している。また、当該地区における漁業従事者数も平成17年3月の232人に対して平成22年3月では214人で、10%弱減少している。これらを勘案し、基幹産業としての農水産業の振興に一層注力すべき重点的地域である。</li><li>・当地域は、市全体の行政区域の中から、都市計画法上の用途地域外の地域に属する。</li></ul>		
②法第3条第2号関係: <ul style="list-style-type: none"><li>・本市は、昭和30年に下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志士庫村の6村が合併して誕生した出島村と昭和29年に志筑村、新治村、七会村の3村が合併して誕生した千代田村が平成17年3月28日に合併して誕生した。本市の東端に位置し霞ヶ浦に面する当地区(志戸崎地区を含む旧佐賀村地区)は、人口減少率が12%(平成10年の2,938人から平成21年には2,586人(参考:「茨城県の人口」))と著しく、都市交流等による重点施策を行わなければ、当該地域における活性化は困難である。このため、特色ある自然や人的資源をフルに活用し、農水産業の振興・水産加工業などとの協調による交流人口の拡大を図ることで地域の活性化を図る必要がある。</li><li>・新たな交流拠点として農水産物及びその関連加工品等の販売施設の整備を行い、農林水産業の振興、都市部との交流促進により地域の活性化を図ることが可能な地域である。</li></ul>		
③法第3条第3号関係: <ul style="list-style-type: none"><li>・市街地を形成している地域については、計画地域から除外しており、対象地域において市街地を形成している区域はない。</li><li>・漁業センサス上の漁業集落を含む。</li></ul>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

該当なし

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

該当なし

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	該当なし	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

観光施設における来場者数や地域資源活用総合交流促進施設における販売額等を基に(仮称)かすみがうら市農山漁村活性化プロジェクト推進委員会において、十分な評価・検証を行う。また、必要に応じて外部委員を委嘱し客観的かつ総合的な評価を行うこととする。

・具体的な数値目標

- ①交流人口の増加: 歩崎公園施設(水族館・郷土資料館・観光帆引き船)における平成22年度から平成24年度までの3年間の入込客数133,295人に対し、10.33%の増加(約147,069人)を目指す。
- ②販売力の強化: 既存の直売所における平成22年度から平成24年度までの3年間の販売額11,285千円に対し、93.39%の増加(約21,824千円)を目指す。

※評価に関しては、茨城県観光動態調査と連動して実態把握に努めるとともに、対象施設に関して個別の利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握・分析し、更なる利便性の向上が図れるような体制を整備する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。